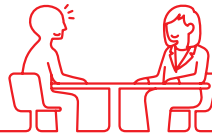


窓相  
回談  
がある  
できる

誰にでも

# DVや家庭問題などを 安心して話せる



# 女性のための 相談窓口

Vol.10

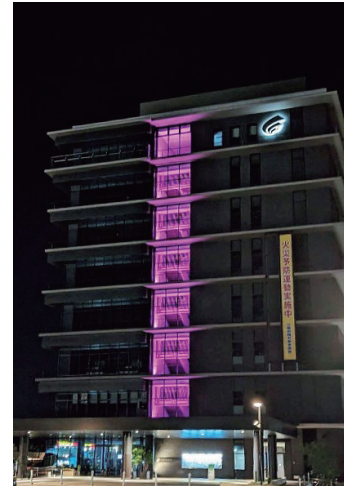
～小さな心配や大きな不安の解消は、話すことから始まります～

困りごとや不安を、  
ひとりで抱えず  
相談してください

## 三原市女性相談室



パープルリボンは女性に対する暴力根絶のシンボル。市では毎年11月に市役所本庁舎を紫色にライトアップする取り組みを実施。



相談  
1

パートナーから怒鳴られたり、物に当たられたりして怖い思いをしています。

回答  
1

大きな声で威圧する、物を投げる・壊すなどの行為はDVです。「これは暴力なのかな」と迷っていても相談できます。あなたの気持ちを大切にしながら一緒に考えます。

相談  
2

生活費を渡してもらえず、外出も制限されます。これも相談できますか？

回答  
2

お金を与えない、行動を細かく制限するなどの「経済的・精神的な支配」もDVの一つです。身体的な暴力がなくても相談でき、プライバシーは守られます。



DVとは「ドメスティック・バイオレンス」の略で、配偶者や恋人などの親密な関係にある人やあった人から振られる暴力という意味です。DVや家庭問題に関する相談は、女性相談支援員が話を聞きます（無料）。相談内容は、本人の了承なく外部に漏れることはありません。ひとりで悩まず、安心して相談してください。

### 秘密厳守で女性相談支援員が対応

●三原市女性相談室  
(市役所本庁1階 社会福祉課内)

TEL 0848-61-0122 ※対面相談は事前に要予約。

時 毎週月～金曜日 各9時30分～16時

(祝日・年末年始を除く)

電話での相談や市役所の女性相談室での対面相談もできます。あなたの気持ちに寄り添って話を聞き、これからどうすればよいかを一緒に考え、必要な支援につなげていきます。



▲相談はプライバシーに配慮した個室で対応します。

相談  
3

相談後どのような支援が受けられますか？

回答  
3

まず相談支援員が丁寧に話を聞き、本人の心身の状態、今後の意向、緊急性などを確認します。対応を話し合い、法律相談や生活支援、緊急避難先の紹介など、必要に応じた支援につなぎます。



### それぞれの福祉の相談窓口

WEBは  
こちら



お電話は  
こちら

高齢者 TEL 0848-67-6055

生活・困窮 TEL 0848-67-4568

こども TEL 0848-67-6061

健康・こころ TEL 0848-67-6053

障害者 TEL 0848-67-6060

ひきこもり TEL 0848-36-6250

FAX 0848-64-2130